

令和元年 6 月 14 日
統計研究研修所

匿名データ作成における検討事項

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」（平成 27 年 9 月 17 日統計委員会決定）並びにこれまでの匿名データ有識者会議での議論において、統計研究研修所が検討することとされた事項は以下のとおり。

1 各統計調査の匿名データの作成に向けた検証

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」第 2 の 3 (2) イに基づき、統計研究研修所は、匿名データの提供機関からの依頼を受けて、有識者の知見を活用した上で、匿名データの作成方針や匿名化処理の妥当性に関する検証を行い、検証結果を提供機関に通知するとともに、技術的な助言を行う。

2 各統計調査に共通する課題

(1) 匿名データの有用性の評価方法

これまでの匿名データ有識者会議における議論において、匿名データと併せて、当該匿名データの有用性を利用者が評価できる指標の提供が提案されたことから、統計研究研修所において検討を行う。

(2) 同一統計調査における複数系統の匿名データの作成

地域情報や年齢の詳細化など、匿名化処理基準に基づく匿名データ以外の、匿名化措置の内容や組合せ、抽出単位が異なるファイル作成の可能性について、過去の統計委員会答申において検討が求められた。このため、「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」に基づき、統計研究研修所において検討を行い、統計委員会に報告を行う。